

# ペイオフ質問箱

**Q** ペイオフってなんですか？

万が一、金融機関が破綻した場合、その金融機関に預けている預金を合計して、そのうちの元本1千万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。また、1千万円を超える部分についても、概算払い率として破綻した金融機関の清算見込み額(余力)に応じて払い戻しされます。(会社や団体名義の預金についても同じです)

**A** 万が一、金融機関が破綻しても預金が保護される預金保険制度です。

**Q** いつからはじまるのですか？

定期預金等については、平成14年4月1日以降、元本1千万円までとその利息が保護の対象です。当座預金、別段預金、普通預金については、平成17年3月末までは全額保護とし、平成17年4月以降は、当座預金、別段預金および金利ゼロの普通預金が全額保護の対象となります。

**A** 平成14年4月1日より段階的に始まっています。

ペイオフ解禁のスケジュール

		平成14年4月～17年3月末まで	平成17年4月以降
預金保険制度の対象預金等	当座預金	全額保護	元本1千万円とその利息を保護
	別段預金		
	普通預金		
	金利ゼロ金利付き		
	定期預金等 <sup>(注)</sup>		
預金保険制度の対象外の預金等(外貨預金等)		保護対象外	

(注)定期預金、元本補てん契約のある金銭信託等が該当します。当行の取り扱う金銭信託は元本補てん契約のある金銭信託ですので、保護の対象となります。

**Q** 預金者としてどのような対策が必要ですか？

「ペイオフ」は、お客さまがお取り引きしている金融機関が破綻した場合の取扱方法です。そのためペイオフ対策として、安心できる金融機関を選ぶことが重要です。当行は経営の効率化を進め、収益力の向上に取り組んできた結果、平成15年3月期は過去3番目の高水準となる41億円の当期利益を計上しました。また、健全性を示す自己資本比率は、国内基準(4%)の2倍を超える10.19%となっており、格付けも「A-」(シングルAマイナス)の良好な格付けを取得しております。

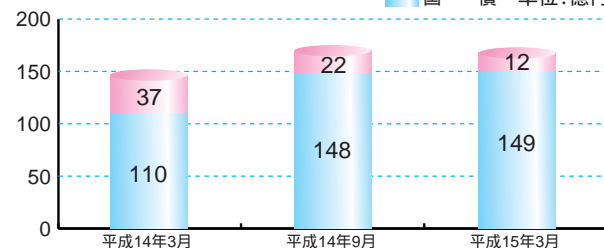
**A** 安心できる金融機関をお選びになることが第一です。

**Q** ペイオフ対策としてどのような商品があるのですか？

当行では、国債と投資信託の窓口販売を全営業店(一部出張所を除く)で取り扱っています。投資信託は県内金融機関最多の21ファンドを品揃えし、お客さまの幅広い資産運用ニーズにお応えしています。国債と投資信託は「顧客資産」として、銀行自身の資産と区別して保管されるので「ペイオフ」対策商品の一つとして人気が高まっています。

**A** 「国債」と「投資信託」が人気です。

国債・投資信託保護預り残高の推移(月末残高) 単位:億円



(注)グラフ上の値は各項目とも切り捨てて表示しており、合計と一致しません。


## 「つみとくくん」

「つみとくくん」は、積立方式で毎月一定額の投資信託を購入する商品で、価格が高い時には購入する口数を少なくし、逆に価格が低い時には購入口数を多くすることで、価格変動のリスクを低減しながら、長期的な資産形成を目指します。現在、異なる商品特性を持つ7つのファンドを取り扱っており、お客さまの資産運用ニーズに的確にお応えいたします。

## 生命保険商品の窓口販売

平成14年10月より、全営業店(東京支店および出張所を除く)で生命保険商品の販売を開始しました。取扱商品として、日本生命保険相互会社および第一生命保険相互会社の個人年金保険を取り揃えました。国債、投資信託、損害保険の販売に加え、新たに生命保険商品を取り扱うことで、これまで以上に、お客さまのライフプランに合わせた資産運用のご提案が可能となります。



お問い合わせは、フリーダイヤル  **0120-19-8689**